

武力攻撃や
テロなどの
緊急事態から
身を守るために

CIVIL PROTECTION GUIDE

内閣官房

CONTENTS

目次

01 はじめに ————— P01

02 警報が 発令されたら ————— P02

- (1) 直ちにとっていただきたい行動
・武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において警報が発令された場合
・J-ALERTで避難の呼びかけがあった場合
- (2) 落ち着いて情報収集に努めましょう
- (3) 避難の指示が出されたら

03 身の回りで急な 爆発が起こったら — P05

- (1) 火災が発生した場合
- (2) 瓦礫に閉じこめられた場合

04 武力攻撃の種類などに 応じた避難などの 留意点 ————— P06

- (1) 着上陸侵攻の場合
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
- (3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合
- (4) 航空攻撃の場合
- (5) 武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合

05 日頃からの備え — P12

06 我が国の国民保護 — P14

- (1) 国民保護法とは
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み
 - i. 避難の仕組み
 - ii. 救援の仕組み
 - iii. 武力攻撃災害への対処（被害の最小化）
 - iv. 指定公共機関の役割
 - v. 国民の協力
 - vi. 国民の権利及び義務に関する問題
- (3) 国民保護法で対象とする事態
 - i. 武力攻撃事態の種類ごとの特徴
 - ii. 緊急処理事態とは
- (4) J-ALERTとEm-Net
- (5) 緊急一時避難施設とは
- (6) 国民保護共同訓練と沖縄県の離島からの住民避難に関する取組

我が国に対する外部からの武力攻撃やテロなどが万が一起こった場合には、みなさんの安全を守るために、国や都道府県、市町村が連携し、対応することとしています。しかし、こうした事態が、いつ、どこで、どのように発生するのかを事前に予測することは極めて難しいうえに、多くの人々に影響を与えます。

実際にこうした事態に遭遇してしまった場合に、一人ひとりが混乱すると、対応の遅れや新たな危険を生じて、被害を拡大させないとも限りません。行政機関からの伝達事項やテレビ、ラジオの情報を十分に聞き、どのように行動すればよいかを判断するための正しい情報を把握することが重要です。また、地域や職場あるいは外出先の周囲の人々と協力しつつ冷静に行

動することが危険を回避するために不可欠です。

そのためには、日頃から、こうした事態に遭遇した場合にどのように対応したらいいのか、その際に必要なものは何かなどについて、家族も含めて心得ておくこと、備えておくことが助けになります。

この冊子は、武力攻撃やテロなどに際して、みなさんがどのように行動すればよいか、あるいは普段から何を備えておけばよいか、などについてとりまとめたものです。こうした対応は、地震などの災害時における対応と共通することも多くあります。この冊子が、地震などの災害時についての行動マニュアルなどと併せて活用されることにより、みなさまのご理解がより一層深まることを期待しています。

Chapter 02

警報が発令されたら

みなさんの安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域には、市町村から原則として特別なサイレン音※を使用した防災行政無線により、みなさんに注意を呼びかけることとしています。そして、テレビ、ラジオなどの放送や消防の広報車両など

を通して、どのようなことが、どこで発生したあるいは発生するおそれがあるのか、みなさんにどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容をお伝えします。

また、住民のみなさんの避難が必要な地域には、同様な方法で避難を呼びかけます。

※ 特別なサイレン音については、
国民保護ポータルサイトにてサンプル音をお聴きいただけます。

サンプル音



直ちにとっていただきたい行動

(1)

- ・武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において警報が発令された場合
- ・J-ALERTで避難の呼びかけがあった場合

1 屋内にいる場合

- ドア、壁、窓ガラスから離れて座り、頭を守りましょう。
- 可能であれば、ドアや窓を全部閉め、ガス、水道、換気扇を止めましょう。



2 屋外にいる場合

- 近くの建物の中又は地下へ避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。



(2) 落ち着いて情報収集に努めましょう

- 警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。



(3) 避難の指示が出されたら

- 行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所施設への避難、市町村や都道府県の区域を越えた遠方への避難などが考えられます。みなさんの安全を守るため、状況に応じて適切な指示が出されます。
- 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

! 避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、以下のことに留意しましょう。

- 元栓をしめ、コンセントを抜いておきましょう。冷蔵庫のコンセントは挿したままにしておきましょう。
- 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参しましょう。（非常持ち出し品についてはP12・P13を参照してください）
- パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行しましょう。
- 家の戸じまりをしましょう。
- 近所の人に声をかけましょう。
- 避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。



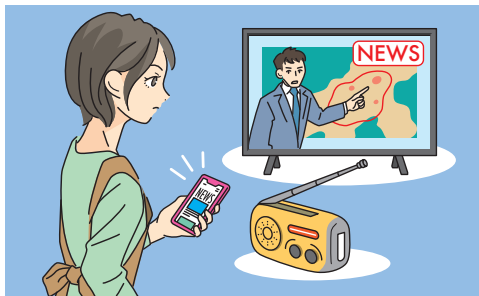
Chapter 03

身の回りで 急な爆発が起こったら



みなさんの身の回りで急な爆発が起こった場合は、警報が発令された、されていないに関わらず、以下のことに留意しましょう。

- とっさに姿勢を低くし、身の安全を守りましょう。
- 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。
- その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れましょう。
- 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。
- テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。



(1) 火災が発生した場合

- できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出ましょう。
- 口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。

(2) ^{がれき}瓦礫に閉じこめられた場合

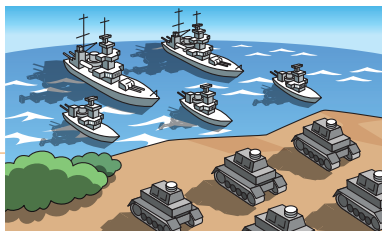
- 明るくするためにライターなどにより火をつけないようにしましょう。
- 動き回って粉じんをかき立てないようにしましょう。口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。
- 自分の居場所をまわりに知らせるために、配管などを叩きましょう。
- 粉じんなどを吸い込む可能性があるので、大声を上げるのは最後の手段としましょう。

Chapter 04

武力攻撃の種類などに 応じた避難などの留意点

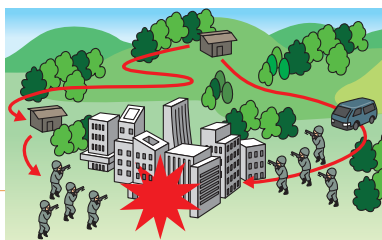
着上陸侵攻

▶ P07



ゲリラや 特殊部隊 による攻撃

▶ P07



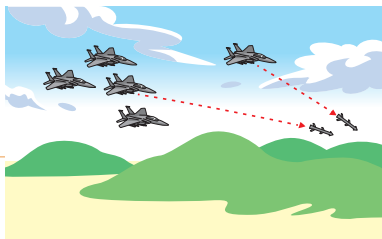
弾道ミサイル 攻撃

▶ P08



航空攻撃

▶ P08



(1) 着上陸侵攻の場合

特徴

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

！ 留意点

- 攻撃が予測された時点においてあらかじめ避難することも想定されます。
- 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定されます。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

特徴

- 突発的に被害が発生することも考えられます。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設(原子力事業所などの生活関連等施設など)の種類によっては、被害が拡大するおそれがあります。
- 核・生物・化学兵器や、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾(ダーティボム)が使用されることも想定されます。

！ 留意点

- 突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

特徴

- 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。このため、我が国に影響があり得る弾道ミサイルが発射されたときは、市町村から原則として特別なサイレン音(P2参照)を使用した防災行政無線により、発射情報と、領域内に落下する可能性がある場合はその旨を、関係する地域に対して、緊急に伝達することとしています。あわせて、テレビ、ラジオや緊急速報メールなども通じてこれらの情報を伝達します。
- 弾頭の種類(通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか)を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

！ 留意点

- 攻撃当初は屋内へ避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。屋内への避難にあたっては、近隣の堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。

(4) 航空攻撃の場合

特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

！ 留意点

- 攻撃の目標地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられます。屋内への避難にあたっては、近隣の堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。

(5) 武力攻撃やテロなどの手段として 化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合

化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、人体の機能障害を発生させるため、被害に対する特別な対応が必要となることから、テレビやラジオなどを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要です。



i. 化学剤が用いられた場合

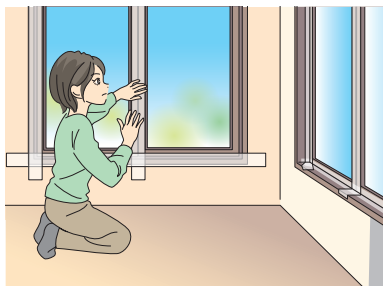
特徴

化学剤は、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類され、地形や気象条件の影響を受けて風下方向に拡散するおそれがあります。空気より重い神経剤などは下をはうように広がります。比較的早い段階で、目の充血や咳込み、かゆみなどの症状が現れることがあります。

また、触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすおそれがあり、飲食物や日用品への混入が考えられます。汚染の可能性がある場合は、行政機関の情報を確認し、必要に応じて除染や受診を行うことが重要です。

！ 留意点

- 口と鼻をハンカチなどで覆い、直ちにその場を離れましょう。
- 外気から密閉性の高い屋内や、風上の安全な場所へ避難しましょう。
- 屋内では窓を閉め、できるだけ窓のない中央の部屋へ移動しましょう。
- 汚染されたおそれのある衣服や身につけていた物は処分し、手・顔・体を水と石けんで洗いましょう。
- 安全が確認できるまでは、水や食物の摂取を避けましょう。
- 行政機関の指示に従い、医師の診断を受けましょう。



ii. 生物剤が用いられた場合

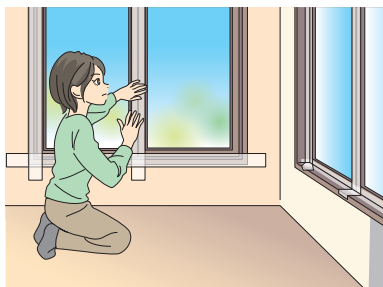
特徴

生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした、細菌やウイルスなどの微生物や毒素のことをいいます。触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすおそれがあり、人に知られることなく散布される場合があります。

また、発症するまでに潜伏期間があるため、感染した人の移動などにより被害が広域に及ぶ可能性があります。感染の疑いがある場合は、行政機関の情報を確認し、医師の診断を受けるとともに、その指示に従うことが重要です。

！ 留意点

- 口と鼻をハンカチなどで覆い、直ちにその場を離れましょう。
- 密閉性の高い屋内や、安全な場所へ避難しましょう。
- 屋内では窓を閉め、できるだけ窓のない中央の部屋へ移動しましょう。
- 屋外から戻った場合は衣類を脱ぎ、手・顔・体を水と石けんで洗いましょう。
- 行政機関の指示に従い、医師の診断を受けましょう。



iii. 核物質が用いられた場合

特徴

核兵器を用いた攻撃による被害については、当初は主に核爆発に伴う熱線や爆風などにより、物質の燃焼や建物の破壊、放射能汚染などの被害が生じます。

その後、放射性降下物(放射能をもった灰)が拡散・降下することにより、放射線障害などの被害が生じるおそれがあります。

一方、放射性物質を散布して放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾(ダーティボム)の爆発による被害は、核爆発ほど大きくはありませんが、爆薬と放射能による被害をもたらします。



！ 留意点

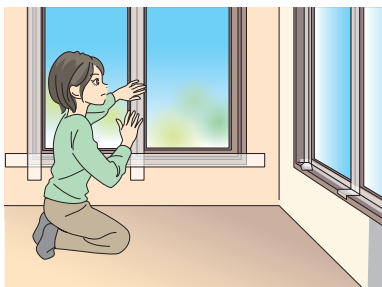
◆核爆発の場合

- 閃光や火球が見えても、直視しないでください。
- 近くの建物や遮蔽物の陰に身を隠し、地下や頑丈な建物に避難しましょう。
- 上着などで頭を覆い、皮膚の露出をできるだけ少なくしましょう。
- 爆発地点からは、風下を避けてできるだけ離れましょう。



◆放射性物質が散布された場合(ダーティボムなど)

- 爆発が起こった場所から、できるだけ速やかに離れましょう。
- 屋内では窓を閉め、窓のない中央の部屋や地下へ移動しましょう。
- 屋外から戻った場合は衣類を脱ぎ、手・顔・体を水と石けんで洗いましょう。
- 安全が確認できるまでは、水や食物の摂取を避けましょう。
- 行政機関の指示に従い、医師の診断を受けましょう。



備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品が各行政機関により紹介されていますが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても大いに役立つものと考えられます。家族全員で備えましょう。

☒ 標準的な対応用品チェックリスト

非常持ち出し品



☐ 携帯用飲料水



☐ 食品
(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)



☐ 貴重品
(預金通帳、印鑑、現金など)



☐ パスポートや
運転免許証



☐ ヘルメット、
防災ずきん



☐ 軍手
(厚手の手袋)



☐ 懐中電灯



☐ 衣類
(セーター、ジャンパー類)



☐ 下着



☐ 毛布



☐ 携帯ラジオ・
予備電池



☐ ライター、マッチ、
ろうそく (水にぬれないように
ビニールでくるむ)



☐ 使い捨てカイロ



☐ ウエットティッシュ



☐ 筆記用具
(ノート、えんぴつ)

非常持ち出し品(緊急用品)



☐ 三角きん、
包帯 (4号・6号が便利)



☐ 消毒ガーゼ、
きれいなタオル



☐ ばんそうこう
(大・小)



☐ 体温計



☐ はさみ、
ピンセット



☐ キズ用の
消毒液



☐ 常備薬
(かぜ薬、胃腸薬、痛み止めなど)



☐ 安全ピン

小さな子どもが
いる家庭

☐ ミルク

☐ 紙おむつ

☐ ほ乳びん

さらに、新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立ちますので、備えておくといでしょう。

数日間を自足できるようにするための備蓄品(3日分が目安)



☐ 飲料水
9リットル
(3リットル×3日分)



☐ ご飯
(アルファ米*)
(4～5食分)



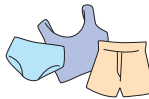
☐ ビスケット
(1～2箱)



☐ 板チョコ
(2～3枚)



☐ 缶詰
(2～3缶)



☐ 下着
(2～3組)



☐ 衣類
(スウェット上下、セーター、フリースなど)

*アルファ米 一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる。

さらに

攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用するとともに、マスクや折りたたんだハンカチ・タオル等を口及び鼻にあてて避難することが必要となる場合がありますので、これらについても備えておくことが大切です。

(1) 国民保護法とは

平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が施行されました。

国民保護法においては、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、みなさんに危険な状態になったことをお知らせすることとなっています。そして、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速かつ全力を挙げて対応することとしています。

事態対処法（平成15年6月成立）

武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処基本方針の内容、決定手続等基本的事項を定めるもの

平成16年の通常国会で成立した7法律

国民の保護のための
法制

国民保護法

※平成16年9月17日施行

自衛隊や米軍の行動の
円滑化に関する法制

- 米軍等行動関連措置法
- 海上輸送規制法
- 自衛隊法の一部改正

捕虜の取扱いに
関する法制

- 捕虜取扱い法

交通及び通信の総合的
な調整に関する法制

- 特定公共施設利用法

非人道的行為の処罰に
関する法制

- 国際人道法違反処罰法

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

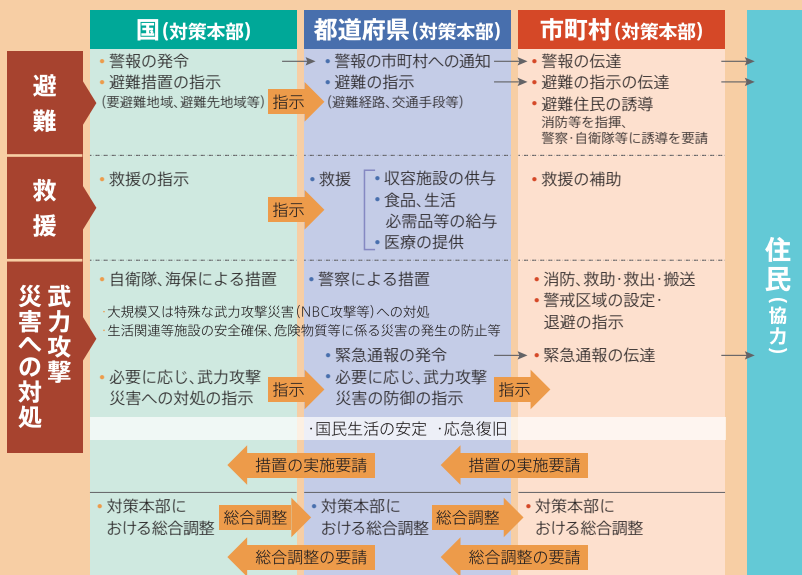
国民の保護のための措置は大きく、避難、救援、武力攻撃災害への対処の3つから構成されます。

国民保護とは

万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して住民を守るための仕組み

- 迅速な避難
- 避難住民等への救援
- 武力攻撃災害への対処(警察、消防、自衛隊等)

国民の保護に関する措置の仕組み



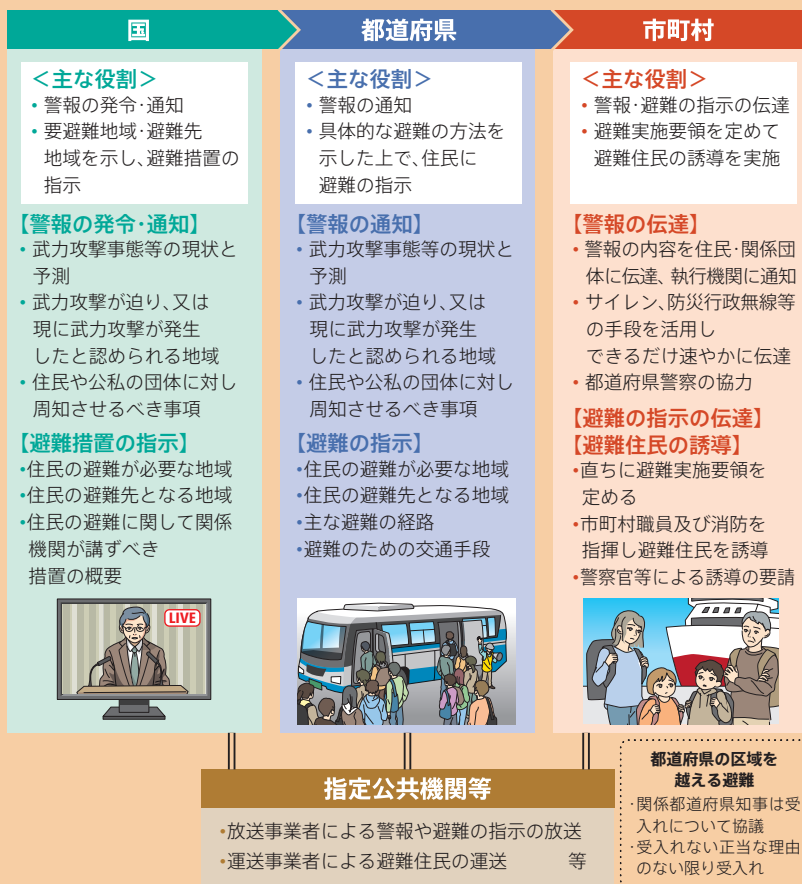
指定公共機関
指定地方公共機関

- 放送事業者による警報等の放送
- 日本赤十字社による救援への協力
- 運送事業者による住民・物資の運送
- 電気・ガス等の安定的な供給

i. 避難の仕組み

- 国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令して、直ちに都道府県知事に通知します。さらに、住民の避難が必要なときは都道府県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示します。
- これを受け、都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、放送や市町村の防災行政無線等を通じて、みなさんに情報が伝達されます。

住民の避難の仕組み



※避難方法には、大別して、要避難地域外への域外避難と、要避難地域内の建物等への屋内避難があります。

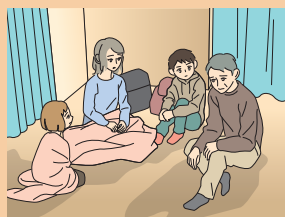
ii. 救援の仕組み

- 救援活動は、都道府県知事が中心となって、市町村や日本赤十字社と力を合わせて実施します。

※ 指定都市にあっては、指定都市の長が中心となって、救援活動を実施します。

救援に関する措置

避難住民の受入れは、**政府の明確な方針**の下、**都道府県が主体的な役割を担う**こととされており、避難先地域の都道府県知事は、受入れ地域（市町村）の決定・通知を行った上で、**救援を実施**します。

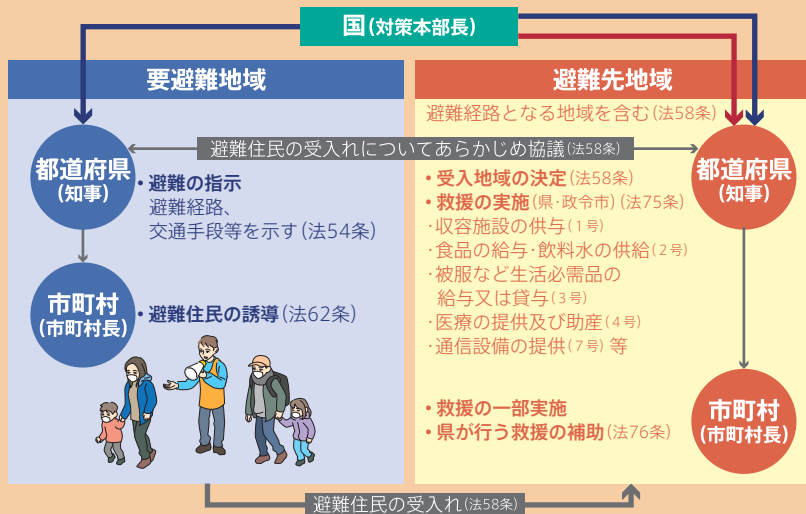


救援の指示(国)

▶ 所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示(法74条)

避難措置の指示(国)

▶ 国の方針として、具体的な要避難地域及び避難先地域を指示(法52条)
▶ 指示を行う場合、双方の知事から意見聴取(基本指針)



※ 都道府県の区域を越える住民の避難を想定

安否情報を国・地方公共団体に共有
(LGWAN回線を利用)



回答
照会



iii. 武力攻撃災害への対処（被害の最小化）

- 武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と地方公共団体が一体となって対処します。

国、都道府県、市町村の各機関が協力して対処

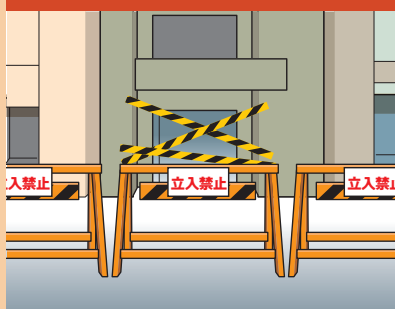
生活関連等施設
(原子力事業所、ダム、鉄道施設等)の
安全の確保、警備の強化、立入制限等



危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の
取扱所での製造等の禁止・制限等



警戒区域の設定と区域内への
立入制限・禁止、退去命令



消火、救急及び救助活動

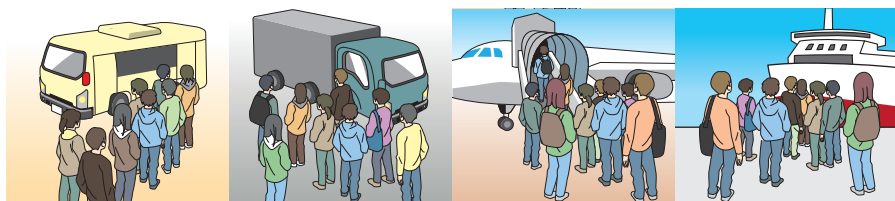


iv. 指定公共機関の役割

- 指定公共機関とは、国や地方公共団体と協力して、国民の保護のための措置を実施する機関のことをいいます。日本赤十字社や、日本放送協会（NHK）などの公共的機関や、電力会社やガス会社などの公益的事業を営む法人が、政令等で指定されています。
- 指定公共機関には、警報の放送や避難住民の運送など各々の業務に係る役割を果たしていただきます。

指定公共機関及び指定地方公共機関が国民の保護のための措置として実施する措置の内容は、国民保護法の各条において具体的に規定されています。

事業者区分	主な業務
放送事業者	警報、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報の内容の放送
運送事業者	避難住民の運送、緊急物資の運送、旅客・貨物の運送の確保のための措置（ 施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ）
日本赤十字社	都道府県知事が行う救援への協力、外国人に関する安否情報の収集（ 義援金のお返し、ボランティア活動等 ）
電気通信事業者	避難施設における通信設備の臨時設置、国民保護措置に必要な通信の優先 等（ 一般の通信利用の制限による優先的な接続等 ）
日本銀行	銀行券発行、通貨及び金融の調節、金融機関間の資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持 等（ 金融機関の営業時間延長のあっせん・指導、金融機関の所持現金の確保の指導・援助等 ）
電気事業者・ガス事業者	電気・ガスの安定的かつ適切な供給（ 関係職員の参集、停電時の電力融通、送電停止・ガス供給停止による危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等 ）
郵便事業・一般信書便事業者	郵便及び信書便の確保（ 郵便物等の送達確保、窓口業務の維持等 ）
医療機関	医療の確保（ 開業時間延長、施設の安全性の確保、救急患者等の搬送体制の確保等 ）
公共的施設の管理者	河川管理施設、道路、空港等の適切な管理（ 施設の適切な維持管理等 ）
災害研究機関	武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する指導、助言等（ 武力攻撃災害の状況に応じた技術協力、情報及び資料の提供、調査団の派遣等 ）



v. 国民の協力

- 国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされています。
- 国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮しなければなりません。さらに、武力攻撃事態等において要請に基づく協力により国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償します。また、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行います。



vi. 国民の権利及び義務に関する問題

- 国民保護法においては、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。」とされており、この原則に基づき、国民の権利及び義務に関する措置については、限定的に規定されています。

原子炉及び危険物質等の危険防止 指定行政機関の長等

原子炉や危険物質などによる危険防止のため必要な措置を講ずることを命令

原子炉の
事業者など



避難住民等の救援のための収容施設、食品等の供与及び医療の提供 都道府県知事

医療関係者に対し、医療の提供を要請し、正当な理由なく拒否したときは医療の提供を指示

医療
関係者



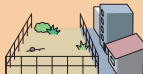
医薬品、食品などの物資について保管を命令し、売渡しを要請し、正当な理由なく拒否したときは収用

物資を
取り扱う者



収容施設又は医療施設を確保するため、土地、家屋などを同意を得て使用し、正当な理由なく拒否したときは同意を得ないで使用

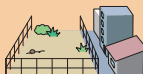
土地所有者、
施設管理者など



武力攻撃に伴って生ずる災害への対処 市町村長及び都道府県知事

武力攻撃災害への応急措置として、土地、建物などを一時使用し、物件を使用又は収用

土地所有者、
施設管理者など



(3) 国民保護法で対象とする事態

国民保護法は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態、武力攻撃予測事態)、緊急対処事態に適用されます。

武力攻撃事態等とは

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

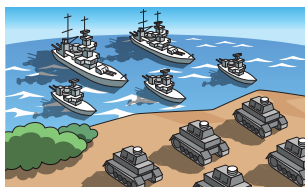
緊急対処事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、後日、武力攻撃事態に認定されることになる事態も含みます。

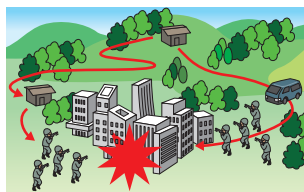
i. 武力攻撃事態の類型ごとの特徴

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

着上陸侵攻



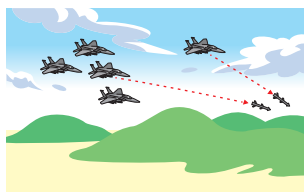
ゲリラや特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



航空攻撃



▶詳しくはP06-P08を参照してください

ii. 緊急対処事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、以下に示すような事態例が考えられています。

攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する 施設等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

◆原子力事業所などの破壊

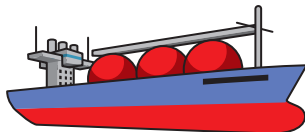
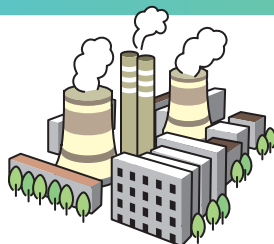
大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

◆石油コンビナート、 可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

◆危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

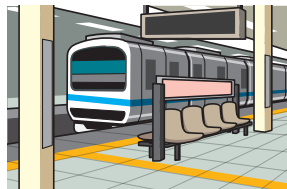
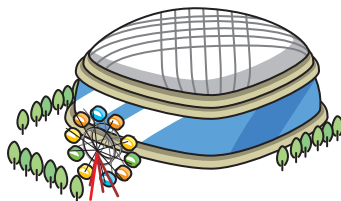


多数の人が集合する施設及び 大量輸送機関等に対する 攻撃が行われる事態

〈事態例〉

◆大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



多数の人を殺傷する特性を有する 物質等による攻撃が行われる事態

〈事態例〉

◆放射性物質を散布することにより、 放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾 (ダーティボム)

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。

◆生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

◆化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をはうように広がります。



破壊の手段として交通機関を 用いた攻撃等が行われる事態

〈事態例〉

◆航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



これらの事態であって、後日、武力攻撃事態に認定されることになる事態も含まれます。

(4) J-ALERTとEm-Net

令和5年11月21日に、北朝鮮から弾道ミサイル技術を使用した発射が強行され、発射されたものが日本の上空を通過する事案がありました。

この際、内閣官房は、J-ALERT（全国瞬時警報システム）を活用して、発射情報や通過情報を、沖縄県の市町村の防災行政無線や緊急速報メール等により、関係のある地域の住民の方々に直接、音声などでお知らせしました。

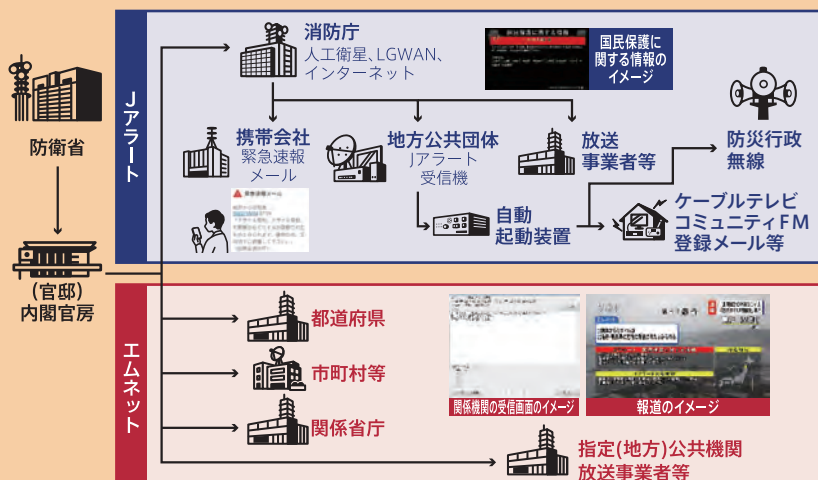
また、それとあわせて、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）を利用して、全国の地方公共団体などの関係機関に緊急情報を文字情報で伝達しました。

このように我が国に影響があり得る弾道ミサイルや、弾道ミサイルの可能性のあるものが発射された場合は、J-ALERTやEm-Netによって発射情報と、通過した場合は通過情報等の緊急情報（万が一、領域内に落下する可能性がある場合は発射情報、落下予測情報等）を伝達します。この際、防災行政無線については、原則として国民保護に係る特別なサイレン音を使用します。

内閣官房は、武力攻撃事態や緊急対処事態等が発生した場合、J-ALERTとEm-Netを活用して、みなさんに緊急情報を提供いたします。

内閣官房から国民への情報伝達

内閣官房において、北朝鮮の弾道ミサイル発射事案などの緊急情報を、**Jアラート（全国瞬時警報システム）**を活用し、市町村の防災行政無線や緊急速報メール等により、関係のある地域の住民の方々に直接、音声等で情報伝達することとしています。それと併せて、全国の地方公共団体等の関係機関には緊急情報を文字情報で伝達することとしています（**エムネット**）。



ミサイル警報
ジェイアラート

▲ 緊急連絡メール

政府からの発表
2020.09.09 00:00

ミサイル発射とサイバー攻撃、
ミサイルが撃ち落とされたとのみ
知られます。機密のうち、又は
格下に関連してください。

OK

0000年00月00日00時00分受領



🔍 檢索

(5) 緊急一時避難施設とは

- 弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設などを都道府県知事等が緊急一時避難施設として指定しています。
- 緊急一時避難施設の場所は内閣官房国民保護ポータルサイトから確認ができますので、日頃から家や職場の近くの緊急一時避難施設の確認をお願いします。

国民保護ポータルサイトに避難施設の情報を掲載 (現在位置付近の避難施設の検索、地図上のルート検索などが可能)

現在位置付近の
緊急一時避難施設を
直ちに地図表示

検索画面が開き、
地図上で検索可能

地図上のピンアイコンを
タップすると避難施設の情報が
確認でき、ルート検索も可能



※現在位置情報がない場合は東京駅付近を表示



※緊急一時避難施設以外の避難施設は絞り込みで表示



避難施設の情報



(6) 国民保護共同訓練と沖縄県の 離島からの住民避難に関する取組

国民保護法において、国や地方公共団体、指定公共機関等は、共同して国民保護訓練の実施に努めることとされていることを踏まえ、毎年、国民保護共同訓練を実施しています。

国が主導して実施する国民保護共同訓練（国重点訓練）では、国民保護法の制定後から令和2年度までは、大規模テロ対策を中心に行ってきました。

令和3年度からは、訓練内容の見直しを行い、武力攻撃事態等を想定した都道府県域を越える広域避難や避難住民等の救援などの国民保護措置に重点を置いた実動・図上訓練を行うこととし、運送事業者と連携した避難住民の運送や、社会福祉施設と連携した要配慮者の避難なども含め、全国で順次取組を進めているところです。

都道府県が主導して実施する国民保護共同訓練（県主導訓練）では、国重点訓練の取組を踏まえた訓練や大規模テロを想定した訓練、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を行っています。

武力攻撃やテロなどにおける避難などへの理解を深め、いざという時に適切に行動できるよう、訓練への積極的な参加をお願いいたします。



▲県庁における対策本部の運営訓練



▲新幹線による避難訓練



▲社会福祉施設での避難訓練



▲弾道ミサイル住民避難訓練

国民保護訓練



また、沖縄県においては、国と連携し、令和4年度から県域を越える広域避難を想定して、離島から島外への避難について検討・訓練を行っています。

沖縄県の住民の避難については、国民保護基本指針（閣議決定）において、

- ・避難の適切な実施のための体制づくりなど、国が特段の配慮をすること
- ・国は、九州各県をはじめとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、沖縄県及び沖縄県下の市町村と協力しつつ、県外での避難住民の受入れ等について配慮を行うことが必要とされています。

このため、沖縄県の国民保護共同訓練では、令和6年度から、訓練上の想定として避難先に設定した地方公共団体とも連携し、避難住民等の救援など受入れに係る検討に取り組んでいます。

なお、これらの取組は、特定の有事を想定したものではありません。



沖縄県の離島からの住民避難に関する取組



この冊子に関するご意見・ご質問は、 下記までお寄せください

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当) 付
電話 03-5253-2111(代)

そのほか、国民保護に関する情報は 下記をご覧ください

国民保護ポータルサイト



<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



特殊標章

国民の保護に関する特殊標章は、ジュネーブ諸条約第一追加議定書において定められる国際的な標章で、国民保護措置を行う者や使用される場所等を識別し、それらを保護するために用いられるものです。

平成17年9月9日

(平成18年 3月31日 一部改訂)

(平成25年10月 1日 一部改訂)

(平成26年 7月31日 一部改訂)

(平成28年10月 1日 一部改訂)

(平成31年 3月31日 一部改訂)

(令和 8年 3月31日 一部改訂)

内閣官房